

## 個人情報保護審議会答申の概要

答申第 149 号（諮問第 177 号）

件名：入試における面接にかかる全ての文書類等の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和元年 6 月 7 日

### 2 原処分

令和元年 6 月 20 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会は、「入試における面接にかかる全ての文書類等の自己情報開示請求について、別表の 2 欄に掲げる部分を愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 号（第三者個人情報）に該当するとして、一部開示とした。

### 3 審査請求

令和元年 9 月 13 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 2 年 2 月 12 日

### 5 審議会の結論

愛知県教育委員会が、一部開示としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、平成 30 年度愛知県立 A 高等学校入学検査及び平成 31 年度愛知県立 A 高等学校入学検査において、A 高等学校が合否を総合的に判定するための資料として作成した書類と解される。

実施機関は、本件請求対象保有個人情報として、別表の 1 欄に掲げる文書 1 から文書 3 までを特定したものである。

(3) 条例第 17 条第 2 号該当性について

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる情報（以下「本件情報」という。）を条例第 17 条第 2 号に該当するものとして不開示としている。

本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件情報が本号に該当するか否かを以下検討する。

当審議会において本件情報を見分したところ、審査請求人以外の氏名、フリガナ、出身中学校、中学校卒業見込み又は卒業の別、生年月日、中学 2 年時及び中学 3 年時の欠席日数、調査書の学習の記録欄に記載されている評定の点、基礎学力検査の得点、作文の得点、合計点、合計点の成績順位、面接の評定結果、合否並びに特記事項が記載されていた。

本件情報は、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、本件情報は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、条例第 17 条第 2 号ただし書イには該当しない。また、人の生命等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当しない。さらに、同号ただし書ハにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件情報は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

なお、審査請求人は、他受検生の面接結果を請求しているが、自己情報開示請求は、自分が情報の本人となっている情報の開示を求める制度であり、審査請求人以外の個人に関する情報を請求することはできない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件情報を不開示としたことの妥当性については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

## 別記

平成 30 年度、平成 31 年度の愛知県立 A 高等学校入試における面接にかかる全てのメモや記録や文書類、及び他受検生の面接結果（個人が特定される部分は除く）。

## 別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
文書 1 平成 30 年度 入学検査 結果一覧表 文書 2 平成 31 年度 入学検査 結果一覧表 文書 3 平成 31 年度 入学検査 結果一覧表	・本人以外の氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる部分 ・本人以外の学力検査得点、面接結果その他入試成績がわかる部分	条例第 17 条第 2 号

